第四条　国際法及び他の国際文書との関係

1　この協定のいかなる規定も、国際法に基づく締約国の権利、管轄権及び義務に影響を及ぼすものではない。特に、この協定のいかなる規定も、次の事項について影響を及ぼすものと解してはならない。

(a)　内水、群島水域及び領海における締約国の主権並びに大陸棚及び排他的経済水域における締約国の主権的権利

(b)　締約国による国際法に基づいた自国の領域内の港における主権の行使（入港を拒否する権利及びこの協定に定める寄港国の措置よりも厳しい寄港国の措置（地域的な漁業管理のための機関の決定に従って採用されたものを含む。）を採用する権利を含む。）

2　締約国は、この協定を適用するに当たり、自国が構成国でない地域的な漁業管理のための機関の措置又は決定に拘束されるものではなく、また、当該措置又は決定を認めるものではない。

3　締約国は、地域的な漁業管理のための機関の措置又は決定が国際法に従って採択されたものでない場合には、いかなるときも、当該措置又は決定を実施することをこの協定により義務付けられるものではない。

4　この協定は、適用のある国際的な規則及び基準（国際海事機関を通じて定められたものを含む。）並びに他の国際文書を考慮した上で、国際法に従って解釈され、及び適用される。

5　締約国は、この協定に従って負う義務を誠実に履行するものとし、また、この協定により認められる権利をその濫用とならない態様で行使する。

第五条　国内における統合及び調整

各締約国は、最大限可能な範囲で次のことを行う。

(a)　漁業に関連する寄港国の措置を一層広範な寄港国による監督に関する制度と統合し、又は調整すること。

(b)　二千一年のＦＡＯの違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業を防止し、抑止し、及び排除するための国際行動計画を適当なときは考慮した上で、寄港国の措置をＩＵＵ漁業及びこれを補助する漁獲関連活動を防止し、抑止し、及び排除するためのその他の措置に統合すること。

(c)　この協定を実施するに当たり、自国の関連する当局の間で情報を交換し、及びこれらの当局の活動を調整するための措置をとること。

第六条　協力及び情報の交換

1　締約国は、この協定の効果的な実施を促進するため、秘密の取扱いに係る適切な要件を十分に考慮した上で、関係国、ＦＡＯ、他の国際機関及び地域的な漁業管理のための機関と協力し、及び情報（地域的な漁業管理のための機関がこの協定の目的に関連して採択した措置に関するものを含む。）の交換を行う。

2　各締約国は、最大限可能な範囲で、他の国及び他の関連する国際機関が採択した保存管理措置を支援するための措置をとる。

3　締約国は、小地域的、地域的及び世界的な規模において、適当な場合にはＦＡＯ又は地域的な漁業管理のための機関及び枠組みを通じて、この協定の効果的な実施について協力する。

第二部　入港

第七条　港の指定

1　各締約国は、船舶がこの協定に従って入港を要請することができる港を指定し、及び公表する。各締約国は、指定された港の一覧表をＦＡＯに提出するものとし、ＦＡＯは、当該一覧表を適当な方法で公表する。

2　各締約国は、最大限可能な範囲で、1の規定に従って指定し、及び公表した全ての港についてこの協定に従って検査を行う十分な能力を有することを確保する。

第八条　入港のための事前の要請

1　各締約国は、船舶に対して自国の港に入ることを許可する前に、最低限度の基準として附属書Ａにおいて求められる情報を提供することを要求する。

2　各締約国は、寄港国として1に規定する情報を審査するための十分な時間を確保するため、当該情報を十分な余裕をもって提供することを要求する。

第九条　入港、許可又は拒否

1　各締約国は、前条の規定に従って要求される関連する情報及び自国の港に入ることを要請する船舶がＩＵＵ漁業又はこれを補助する漁獲関連活動に従事したかどうかを決定するために必要となるその他の情報を受領した後、当該船舶の入港を許可するか拒否するかを決定するものとし、その決定を当該船舶又はその代表者に通知する。

2　入港が許可された場合には、船舶の船長又は代表者は、当該船舶が港に到着した時に、締約国の権限のある当局に対して入港についての許可書を提示することを要求される。

3　入港を拒否した場合には、各締約国は、船舶の旗国に対し、並びに適当な場合には、かつ、可能な限り、関係する沿岸国、地域的な漁業管理のための機関及び他の国際機関に対し、1の規定に従って行った決定を通報する。

4　締約国は、1の規定の適用を妨げることなく、入港を希望する船舶がＩＵＵ漁業又はこれを補助する漁獲関連活動に従事したことの十分な証拠を有する場合（特に、当該船舶が、関連する地域的な漁業管理のための機関により当該機関の規則及び手続並びに国際法に従って採択されたＩＵＵ漁業又はこれを補助する漁獲関連活動に従事した船舶の一覧表に含まれている場合）には、第四条2及び3の規定を十分に考慮した上で、当該船舶の入港を拒否する。

5　締約国は、3及び4の規定にかかわらず、3及び4に規定する船舶を検査し、並びにＩＵＵ漁業及びこれを補助する漁獲関連活動を防止し、抑止し、及び排除するに当たり、入港の拒否と少なくとも同等の実効性を有する他の適当な措置を国際法に従ってとるためにのみ当該船舶の入港を認めることができる。

6　締約国は、4又は5に規定する船舶が何らかの理由により港にある場合には、魚類の陸揚げ、転載、包装及び加工のため、並びに他の港湾サービス（特に、補給（燃料補給を含む。）、保守及び入渠（きょ）を含む。）のために当該船舶が港を使用することを拒否する。この場合には、第十一条2及び3の規定を準用する。港の使用の拒否については、国際法に従って行う。

第十条　不可抗力又は遭難

この協定のいかなる規定も、船舶が不可抗力又は遭難を理由として国際法に従って入港することに影響を及ぼすものではなく、また、危険又は遭難に陥った人、船舶又は航空機に援助を与えるためにのみ船舶が入港することを寄港国が許可することを妨げるものではない。

第三部　港の使用

第十一条　港の使用

1　締約国は、船舶が自国の港に入った場合において、次のいずれかに該当するときは、自国の国内法令に従い、及びこの協定を含む国際法に反することなく、従前に陸揚げされていない魚類の陸揚げ、転載、包装及び加工のため、並びに他の港湾サービス（特に、補給（燃料補給を含む。）、保守及び入渠（きょ）を含む。）のために当該船舶が港を使用することを拒否する。

(a)　当該締約国が、旗国が要求する漁獲又は漁獲関連活動に従事するための有効で適当な許可書を当該船舶が有していないと認める場合

(b)　当該締約国が、沿岸国の管轄の下にある区域に関して当該沿岸国が要求する漁獲又は漁獲関連活動に従事するための有効で適当な許可書を当該船舶が有していないと認める場合

(c)　当該締約国が、船内の魚類が沿岸国の管轄の下にある区域に関して当該沿岸国により課される関係する要件に反して採捕されたものであることについての明白な証拠を入手した場合

(d)　旗国が、第四条2及び3の規定を十分に考慮した上で、寄港国の要請に応じ、船内の魚類が関連する地域的な漁業管理のための機関により課される関係する要件に従って採捕されたものであることを合理的な期間内に確認しない場合